

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都板橋区成増5丁目9番地7号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社湖池屋 代表取締役社長 佐藤章			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	82台	11台	2台	84台
	冷蔵機器及び冷凍機器	17台	0台	0台	17台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	26.8	キログラム	10.4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所内の第一種特定製品を含む冷媒用代替フロンを使っている製品の簡易点検表、個々の機器台帳を作成し設備課において管理している。第一種特定製品については、特に年一回の有識者、専門業者に依頼をして定期点検実施する体制をとっている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン管理担当の設備課が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒代替フロンの回収を依頼している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品含めた全ての空調機、冷凍冷蔵庫の点検を月次で実施して機器に異常が無いかを点検している。また第一種特定製品では、メンテナンス業者により年次点検を実施して当該機器の異常が無いかを確認している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン抑制法に従い充填回収業者より引取証明書を受取り、冷媒用代替フロンが回収された事を確認している。また、破壊証明書が充填回収業者から回付された事を確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、その時点において最も地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。